

| 国際調査機関（補充調査）<br>XN                             | 北極特許機構  | 附属書 SISA<br>XN |
|--|---|----------------|
| 国際事務局に支払うべき手数料 <sup>1</sup>                    | 通貨：スイス・フラン（CHF）   |                |
| 補充調査手数料（PCT規則45の2.3） <sup>2</sup>              | － 完全調査  | CHF 1,915      |
|  | － デンマーク語、アイスランド語、ノルウェー語及びスウェーデン語による文献のみの調査  | CHF 580        |
| 補充調査取扱手数料<br>（PCT規則45の2.2）                     | CHF   | 200            |
| 後払手数料（PCT規則45の2.4(c)）                          | CHF   | 100            |
| 国際調査機関に支払うべき手数料                                | 通貨：デンマーク・クローナ（DKK）  |                |
| 検査手数料（PCT規則45の2.6(c)）                          | DKK   | 8,000          |
| 補充国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料<br>（PCT規則45の2.7(c)） | DKK   | 50             |
| 国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（PCT規則94.1の3）           | 1 頁につき  | DKK 3.25       |
| 補充調査手数料の払戻しの条件及び額                              | 過誤又は超過の料金は払い戻す  |                |
|  | 補充調査請求書が国際調査機関に送付されておらず、国際出願が取下げられた若しくは取下げられたものとみなされた場合、又は補充調査請求が取下げられた若しくは行われなかったものとみなされた場合、国際事務局は補充調査手数料を払い戻す（PCT規則45の2.3(d)参照）：100%払戻し |                |
|  | 作業の開始前に、補充調査請求が行われなかったものとみなされた場合、国際調査機関は補充調査手数料を払い戻す（PCT規則45の2.3(e)参照）：100%払戻し  |                |
| 補充国際調査のために受理する言語                               | デンマーク語、英語、アイスランド語、ノルウェー語及びスウェーデン語   |                |
| 調査しないこととしている対象                                 | PCT規則39.1(i)から(iv)までに掲げる対象。ただし、デンマーク、アイスランド及びノルウェーの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。  |                |
| 補充国際調査に含まれる文献の範囲                               | PCT最小限資料に追加して、国際調査機関は少なくとも、同機関が調査のために保有している、デンマーク語、アイスランド語、ノルウェー語及びスウェーデン語の文献を含む  |                |
| 補充国際調査の制限                                      | 国際調査機関は、1年あたり最高で500件の補充国際調査を行う  |                |

[次頁に続く]

- 1 国際事務局に対する手数料支払の詳細については、[www.wipo.int/pct/en/fees/special.html](http://www.wipo.int/pct/en/fees/special.html) のWIPOウェブサイトを参照。
- 2 この手数料はデンマーク・クローナ建てで国際調査機関が定め、デンマーク・クローナとスイス・フランとの為替変動を反映させるため適宜変更される。

X N

国際調査機関（補充調査）  
 北區牛寺午核幾木毒（続き）

X N

国際調査機関は、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか（PCT規則13の3.1）？

要求する

機関が要求する電子媒体の種類

CD-ROM, CD-R, DVD-ROM又はDVD-R

## 委任状の提出要件の放棄

国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？

している<sup>3</sup>

別個の委任状が要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？

している<sup>3</sup>

包括委任状の写しが要求される特別の状況

代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

3 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。